普天間基地の運用停止、辺野古新基地建設工事の中止、在沖米軍基地の負担軽減について国民的議論を深め、民主主義及び憲法に基づき公正に解決することを求める意見書

2019年２月、沖縄県による「辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票」で、投票総数の７割以上が反対の意思を示した。今回、沖縄県民が直接民主主義によって示した民意は決定的である。政府及び日本国民は、民主主義及び憲法の手続にのっとり、沖縄県民の民意に沿った公正な解決を緊急に行う必要がある。

普天間基地所属米海兵隊の沖縄駐留の理由は、軍事的理由や地政学的理由ではなく「本土の理解が得られない」という政治的な理由によることは、これまで複数の防衛大臣経験者や現職内閣総理大臣が言及しており、「0.6％の国土に70％以上の米軍専用施設が集中する」という沖縄の現状に対する訴えの本質は、面積の格差のみならず「自由の格差」という基本的人権、法のもとの平等の理念からして看過することのできない重大な問題である。

今、普天間基地の代替施設として、名護市辺野古において普天間基地の機能を超える新たな基地の建設を強行しているが、名護市辺野古に新基地を建設する国内の法的根拠としては、内閣による閣議決定があるのみである。普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の長きにわたる一致した願いであり、工事は直ちに中止すべきである。

そして、安全保障の議論は日本全体の問題であり、沖縄の米軍基地の負担軽減を国内に求めるか、国外に求めるのかは、国民的議論が必要であり、最終的には国権の最高機関たる国会で国が最終的に責任を負う法整備の仕組みの中で解決すべき問題である。

その中で普天間基地の代替施設が国内に必要だというのなら、民主主義及び憲法第41条、第92条及び第95条の規定に基づき、一地域への一方的な押しつけとならないよう､公正で民主的な手続により決定することを求めるものである。

よって、本県議会は下記の事項について強く要請する。

記

１　普天間基地の12年以上にわたる危険性放置は負担軽減に逆行するため、速やかに運用停止するとともに、国民的議論なきまま閣議決定のみによって強行されている辺野古新基地建設工事を直ちに中止すること。

２　日本国内に米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論、そして最終的には国権の最高機関たる国会で沖縄の米軍基地の負担軽減を国が最終的に責任を負う法整備の仕組みの中で解決すること。

３　その中で普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄の米軍基地の偏在に鑑み、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押しつけとならないよう、公正で民主的な手続により解決すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和２年３月27日

沖　縄　県　議　会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
国土交通大臣
防衛大臣
内閣官房長官
沖縄及び北方対策担当大臣
宛て